

きみの成年後見支援センター ご案内

こんなお悩みや心配、解決できます！

- ✓ いろいろなサービスを利用したくても、内容や手続きのしかたがわからない



- ✓ もの忘れが増えてきてお金の管理が難しい



- ✓ 子どもがいないため、将来、認知症になったら、誰が支えてくれるのかな



- ✓ 自分たち親も高齢になり、知的障害のあるこどもの将来が心配



- ✓ 認知症の父が知らぬ間に必要のないリフォームの契約をして困っている



きみの成年後見 支援センター

(紀美野町保健福祉課内)
TEL 073-489-9960
紀美野町下佐々1408番地4

お悩みフ
ロー
チャート

p2

福祉サー
ビス
利用援助事業

p4

成年後見制度

p6

法定後見制度

p7

任意後見制度

p10

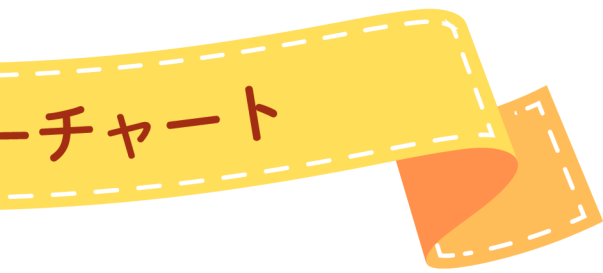
認知症や知的障害、
精神障害などにより
お金や財産の管理、
物事の判断が難しく
なっている

✓ はい

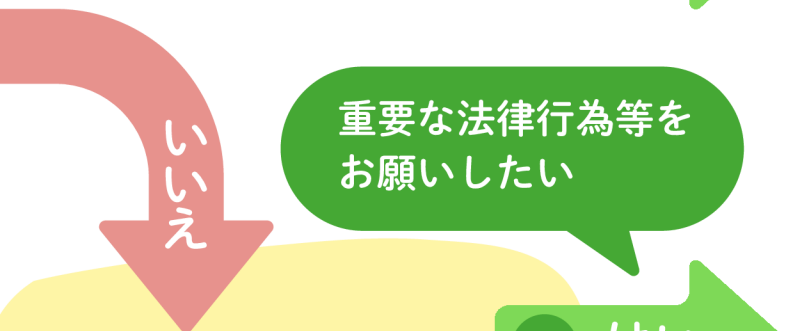
日常的な買い物も難しく、
自分では物事の判断が
できない
(生活全般に支援が必要)

✕ いいえ

今、物事の判断に問題
はないが、将来的に
心配
(自身の判断能力の衰えに
備えたい)



法定後見制度
(後見)
p6



法定後見制度
(保佐・補助)
p6

ある程度、物事の内容
を理解でき、意思表示
することができる



福祉サービス
利用援助事業
p4



任意後見制度
p10

福祉サービス利用援助事業

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するためのお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する事業です。

こんなことはありませんか？

- 福祉サービスを利用したいけど、どうすればいいかわからない
- 福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いができない
- 年金をすぐに使ってしまい、生活費が足りなくなる
- 役所への書類の提出や、生活に必要な色々な手続きが分かりにくい
- 大切な書類を失くしてしまう不安がある

このようなとき、
お手伝いします！



利用できる方

高齢者または知的障害や精神障害があり、ご自分の判断能力に不安がある方で、この事業の契約に際して、その内容を理解することができる方が対象です。

サービス内容



1

福祉サービス利用援助

介護や障害に関するサービスを安心して利用できるようお手伝いします。

- ・福祉サービスについての情報を提供します。
- ・福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら、必要な手続きをします。
- ・福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情を解決するための制度を紹介し、必要に応じて苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



できないこと

- ・ご本人への介護や病院等への付き添い
- ・買い物や洗濯などの家事のお手伝い
- ・ご本人の保証人や身元引受人になること
- ・手術や治療の同意



2

日常的な金銭管理サービス

毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- ・通帳から日常的な生活に必要な預貯金を払い出してお渡しします。
- ・公共料金、税金、医療費等の支払い手続きをお手伝いします。



できないこと

- ・口座の新規新設や、キャッシュカードでの払い戻し
- ・自宅の処分や賃貸住宅の解約
- ・亡くなった後の払い戻し、支払いなど



3

書類等預かりサービス

大切な書類等を金融機関の貸金庫でお預かりします。

- ・通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印など
(※宝石、骨とう品、貴金属類、株券、有価証券などは預れません)



利用までの流れ

相談

社会福祉協議会
(社協)に困り
ごとをご相談く
ださい。



1

訪問

社協の専門員が
ご自宅を訪問し、
困っていること
などをお聞きし
ます。



2

支援計画
作成・契約

ご本人の希望を
お聞きしながら、
支援計画を作成
します。作成した
計画でよければ
社協と契約
します。

3

支援開始

支援計画の内容
にもとづき、
生活支援員が
お手伝いします。



4

- 相談や支援計画の作成は無料ですが、生活支援員がお手伝いを始めると利用料が必要です。
- このサービスの利用契約をするとき、利用者ご本人の契約能力を確かめることが難しい場合は、和歌山県社会福祉協議会の「契約締結審査会」で審査します。

利用料



支援時間	利用料金
1 時間まで	1,000円

30分の延長ごとに+500円加算

※生活保護世帯は無料

※住民税非課税者で預貯金350万円

以下の方は半額助成あり

書類等預かりサービス	月額850円
------------	--------

専門員

訪問、面接から契約締結
までを担当する
社会福祉協議会の職員です。



生活支援員

契約を締結した後、実際に
お手伝い(援助)する
人です。



紀美野町社会福祉協議会

TEL 073-489-9962

〒640-1121 紀美野町下佐々1408番地4

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人について、ご本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、物事を判断することが難しくなっている場合に利用できる「法定後見制度」と、将来に備えて利用する「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、ご本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が決定します。

家庭裁判所により選ばれた成年後見人等は、ご本人の意思を確認しながら、ご本人の代理として生活上の契約や手続き、財産等の管理などを行います。

任意後見制度

- ・将来に備えて利用する制度
- ・**公証役場**で「任意後見契約書」を作成

法定後見制度

- ・物事の判断が難しくなっている場合に利用する制度
- ・**家庭裁判所**へ申立て



補助

判断能力が不十分な方【軽度】

（例） 日常的な買い物はできるが、重要な取引行為はひとりでは不安



保佐

判断能力が著しく不十分な方【中度】

（例） 日常的な買い物はできるが、重要な取引行為は難しい



後見

生活全般において判断することが難しい方【重度】

（例） 日常的な買い物や財産管理なども難しく、援助が必要

十分

判断能力

不十分

☀️ たとえばこんな時、成年後見人等が守ってくれます！



悪徳商法にだまされた

「認知症の父が知らない間にリフォームの契約をして困っています」
だまされて結んでしまった unnecessary 契約を取り消すことができます。



身寄りのない一人暮らし

「もの忘れがひどくなり、お金の管理や身の回りのことも難しくなってきたみたい。ヘルパーさんに来てもらうにも手続きをしてくれる身内もない」
金銭管理のお手伝い、必要なサービスを契約します。



統合失調症の夫が勝手にローン

「年金を担保に勝手にローンを組んだり、他人の借金の保証人になって困っています」
本人の判断だけで結んだ金銭的な契約を取り消し、被害を防ぎます。



障害のあるこどもの親なき後が心配

「わたしも高齢になり、知的障害がある一人娘のことが気がかりで…」
今後の財産の管理や相続、さまざまな手続きや契約、身上保護をし、見守っていきます。

法定後見制度



手続きの流れ

・申立てができる人は、**本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人、市町村長**等です。

—主な四親等内の親族—

*親、祖父母、子、孫、ひ孫 *兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ *配偶者の親、配偶者の兄弟姉妹など

1 相談

・きみの成年後見支援センターや、ケアマネジャー、障害相談支援専門員に相談してください。

きみの成年後見支援センター（保健福祉課内）TEL 073-489-9960

2 申立ての準備

・必要な書類を書いたり、用意します。→詳細は8Pをご覧ください

*申立書や診断書（成年後見用）

*ご本人の戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書等

3 申立て・面接

・家庭裁判所へ申立書類を提出します。

→ご本人の生活の本拠地（住民票上の住所ではなく、実際に生活している自宅、施設、病院等）を管轄する家庭裁判所

・家庭裁判所へ行き、今の状況などを伝えます。

4 裁判所の審判

・家庭裁判所が、申立書類や診断書、面接をもとに、本人の類型と成年後見人等を誰にするのかを決定します。

—即時抗告（不服申立て）—

*審判書が届いてから2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定します。

5 成年後見人等による支援開始

・選任後、ご本人の財産や生活の様子を確認し、家庭裁判所へ報告します。
・その後、少なくとも年に1回、家庭裁判所へ報告をします。

成年後見人等の業務

- ・福祉サービスの利用のための手続きや、契約のお手伝い
 - ・保険料や税金、医療費や福祉サービス費などの支払い、お金の出し入れ、金銭管理のお手伝い
 - ・不動産や預貯金などの財産管理
 - ・よくわからずにしてしまった契約の取り消し
 - ・定期的な訪問や状況の確認
 - ・入院や施設への入所手続きのお手伝い
 - ・書類の確認や、福祉サービスの改善の申し入れ
- （補助、保佐、後見の類型により、成年後見人等に与えられる代理権の範囲が異なります）

成年後見人等ができないこと

- ・介護や通院の付き添い
- ・施設等入所時の保証人や身元引受人
- ・喪主として本人のお葬式を行う
- ・手術や治療などの同意
- ・結婚や離婚、遺言などの行為



必要な書類と申立て費用

—和歌山家庭裁判所申立て用—



必要書類		窓口等
申立て書類	☐ 申立書 ☐ 申立事情説明書、 後見人等候補者事情説明書 ☐ 財産目録、収支予定表 ☐ 親族関係図 ☐ 親族の意見書 等  和歌山家庭裁判所 「後見サイト」から ダウンロード	和歌山家庭裁判所 tel 073-428-9951 ・窓口 ・ホームページ ・郵送
費用 (令和7年6月現在)	☐ 収入印紙(後見開始の場合) ※保佐、補助開始で同意権 や代理権の付与を求める 場合、それぞれ別に申立 手数料が必要です	800円 (申立手数料) 2,600円 (登記手数料)
	☐ 郵便切手 (連絡用) 	4,100円 (後見開始) (内訳)500円2枚、110円20枚、 50円10枚、20円10枚、 10円20枚 5,320円(保佐、補助開始) (内訳)500円4枚、110円22枚、 50円10枚、20円10枚、 10円20枚 郵便局など
添付書類 (各1通) ※発行から3か月 以内のもの	本人に関するもの 	☐ 戸籍謄本 (全部事項証明書) ※ ☐ 住民票または 戸籍附票 ※
		☐ 登記されていない ことの証明書※
	成年後見等候補者に 関するもの	☐ 診断書※ (作成料は3千円～1万円程度) ☐ 本人情報シート
鑑定費用	後見、保佐の場合に鑑定が必要になることがあります。(鑑定料は5～10万円程度)	

- ◆ 申立て費用や添付書類の取得などに必要な費用は、原則として申立人が負担することになります。
- ◆ 申立てをする親族がいない、申立てにかかる費用の負担が困難など場合は、ご相談ください。

きみの成年後見支援センター
(保健福祉課内)

Tel:073-489-9960 紀美野町下佐々1408番地4

法定後見制度Q&A



本人の判断能力の程度は、誰が判断するのですか？

家庭裁判所が医師の診断書で判断します。なお、家庭裁判所が必要と認めた場合には、医師の診断書とは別に、判断能力の程度を確認するための手続き（鑑定）を行います。



申立ての書類をつくるのが大変です・・・

申立て書類は申立人がつくりますが、それが大変な場合には、有料になりますが、弁護士や司法書士に作成してもらうこともできます。（法テラスでは弁護士や司法書士の費用を立て替えてくれる制度があります（条件あり）。）また、きみの成年後見支援センターでは、申立ての書類の作成方法についての説明や助言等の支援をしておりますので、お気軽にご相談ください。（書類の作成はできません）

法テラス和歌山

Tel:0570-078340
和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル6階

きみの成年後見支援センター

Tel:073-489-9960 （保健福祉課）
紀美野町下佐々1408番地4



成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？

家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。ご本人の家族、または弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職のほか、社会福祉法人などを成年後見人等にする場合があります。なお、本人や申立人に、成年後見人等になってほしい人（成年後見人等候補者）がいる場合には、申立ての際に、家庭裁判所に希望を伝えることができますが、成年後見人等候補者が必ず成年後見人等に選任されるとは限りません。



申立てを取り下げることができますか？

申立後の取り下げは、家庭裁判所の許可が必要となります。



家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気に入らない場合、制度の利用をやめることはできますか？

その理由では、制度の利用をやめることはできません。また、家庭裁判所が決定した成年後見人等が気に入らないからといって、その決定に対して不服申立てをすることはできません。



どんなときに、成年後見制度の利用をやめることができますか？

判断能力が回復した場合をのぞき、基本的には成年後見制度を利用すると途中でやめることはできません。よく考えて利用するかどうかを決めてください。



成年後見人等への報酬はいくらですか？

成年後見人等が本人に行った支援内容や、本人の財産状況から適切と思われる額を家庭裁判所が決定し、その報酬は本人の財産から支払われます。



経済的な事情で、成年後見申立て費用や、後見人等への報酬が支払えません。

紀美野町では、本人の収入や財産等の状況から、申立て費用や後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して、それらの費用を助成しています。

任意後見制度

任意後見制度とは、本人がしっかりと内容を理解して契約する能力があるうちに、任意後見人になってくれる人と、自分の代わりにしてもらいたいことについて、任意後見契約を結んでおきます。そして将来的に自分の判断能力が不十分になった時に、任意後見契約の内容に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。

任意後見人に何をお願いするかは、生活・療養看護や財産管理に関する法律行為であれば、本人の希望に応じて自由に決めることができますが、任意後見人ではできないことがあるので、注意をして契約を結ぶことが必要です。

手続きの流れ



1

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人を探します。身近にいない場合、第三者をお願いすることもできます。また、どのようなことをお願いするか、内容も考えておきます。

2

任意後見契約

お願いしたい内容が決まれば、公正人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し登記します。
・公正証書について、詳しくは公証役場にお問い合わせください。

本人の判断能力が不十分になった時



制度を利用して
安心して老後を
送れるわ！

3

任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

4

任意後見契約の準備

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

契約や申立てにかかる費用



和歌山公証人合同役場

和歌山市八番丁11
日本生命和歌山八番丁ビル3階
073-422-3376

任意後見契約の費用

- ・公正証書作成基本手数料 11,000円
- ・後見登記手数料 1,400円
- ・登記所に納付する印紙代 2,600円

任意後見監督人選任の申立費用

- ・申立手数料 800円
- ・登記手数料 1,400円
- ・郵便切手代 4,100円

任意後見制度Q&A



いつから任意後見人の支援は始まりますか？

任意後見契約を結んだだけでは任意後見人による支援は始まりません。任意後見契約を結んだ本人の判断能力が低下したあと、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから、任意後見人による支援が始まります。本人の判断能力の低下に早く気付くため、任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）は定期的に本人と連絡を取り合うことが大切です。



任意後見人は誰でもなれますか？誰に頼むのがいいですか？

任意後見制度の趣旨と支援内容を十分に理解した、本人が信頼できる人が適任です。もし任意後見人になってくれる人がいない場合や専門家に任意後見人になってもらいたい場合は、和歌山弁護士会や和歌山県司法書士会（司法書士）、和歌山県社会福祉士会「ばあとなあ和歌山」（社会福祉士）等に相談してください。

**和歌山弁護士会
法律相談センター**
(弁護士)
予約専用Tel:073-422-5005
和歌山市四番丁5番地

和歌山県司法書士会
(司法書士)
Tel:073-422-0568
和歌山市岡山丁24番地

ばあとなあ和歌山
(社会福祉士)
Tel:073-499-4529
和歌山市手平2丁目1-2



任意後見人への報酬はいくらですか？ 任意後見監督人には報酬がかかりますか？

決まった金額はなく、本人と任意後見受任者が話し合って決めることができます。任意後見制度では、任意後見人への報酬とは別に、任意後見監督人への報酬が必要となります。任意後見監督人の報酬を決めるのは家庭裁判所で、本人の財産から支払われることになります。



契約内容の変更や契約をやめることはできますか？

任意後見監督人の選任前であれば、いつでもできます。契約をやめるには、公証人による認証が必要になるため、公証役場※（P10）にご相談ください。



任意後見契約による支援が始まる前に、任意後見人に見守りなどの支援を頼むことはできますか？

任意後見契約とは別に、見守りや財産管理の支援に関する委任契約を、本人と任意後見受任者が結べば可能です。



任意後見人に自分がなくなった後の事務（葬儀や納骨等）を頼むことができますか？

任意後見契約とは別に、死後事務委任契約を本人と任意後見受任者が結べば可能です。なお、遺産相続に関する希望がある場合は、遺言をつくる必要があります。

きみの成年後見支援センターの業務

総合相談

高齢者や障害者ご自身やそのご家族からの相談、医療機関や福祉などの関係機関からの相談に応じます。
来所や電話、訪問にて対応し、成年後見制度だけでなく、ご本人にとって一番よい方法を一緒に考え、手続きの支援をします。

利用促進

ご本人やご家族の成年後見等の申立て手続きのお手伝いをします。

成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の正しい知識の普及を図ります。

成年後見人等の受任調整

本人の状況に応じて必要な支援内容や、適切な成年後見人等候補者を検討し、適切な支援につながるよう、調整します。

地域連携ネットワークの構築

司法・福祉・医療・金融等の関係機関と連携を図り、成年後見制度等の支援体制をつくります。

市町村長による成年後見申立ての実施

成年後見制度の利用が必要であっても、身寄りが無い、親族が申立てを拒否している、虐待を受けているなど、本人や親族による申立てが望めない場合は、町長による成年後見申立てを行います。

成年後見制度利用にかかる費用等の助成

経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対し、申立ての費用や後見人等への報酬額の一部を助成します。

きみの成年後見支援センター

(保健福祉課内)

住 所 紀美野町下佐々1408番地4
開 庁 日 月曜日から金曜日(祝休日、年末年始を除く)
開庁時間 午前8時30分から午後5時15分
T e l 073-489-9960
F a x 073-489-6655



ホームページ

